



年金豆知識

～年金が「3階建て」って、
ご存知でしたか？～

福利課 年金担当

もくじ



1. **公的年金制度の概要**
2. **年金は「3階建て」!**
3. **年金を受け取るために**
4. **おわりに**

1. 公的年金制度の概要

1. 公的年金制度の概要

公的年金制度は、老齡、障害、ご家族の死亡による経済的損失を補うことで、国民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。



1. 公的年金制度の概要

〈3つの給付事由〉

老齢給付

一定の年齢（**支給開始年齢**）に達したときに支給。

障害給付

病気やけがにより、一定の障害状態になったときに支給。

遺族給付

組合員または年金受給者が死亡したとき、その遺族に支給。

1. 公的年金制度の概要

〈3つの給付事由〉

老齢給付

障害給付

遺族給付

障害給付・遺族給付は、若い方でも受給することができる年金です。

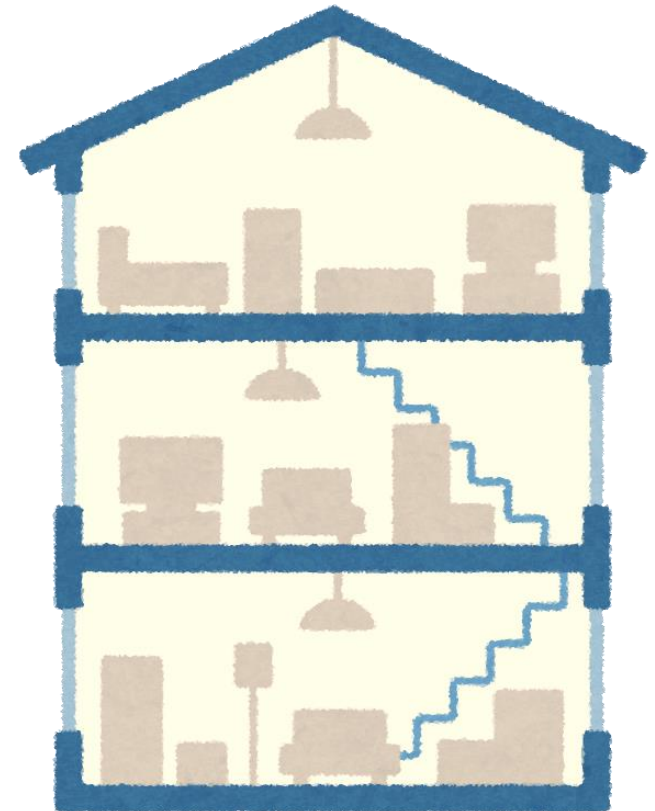
(各種受給要件あり)

1. 公的年金制度の概要

それでは、具体的に**どんな給付を受けることができるのか**見ていきましょう。



2. 公務員の年金は 「3階建て」!



2. 公務員の年金は「3階建て」!

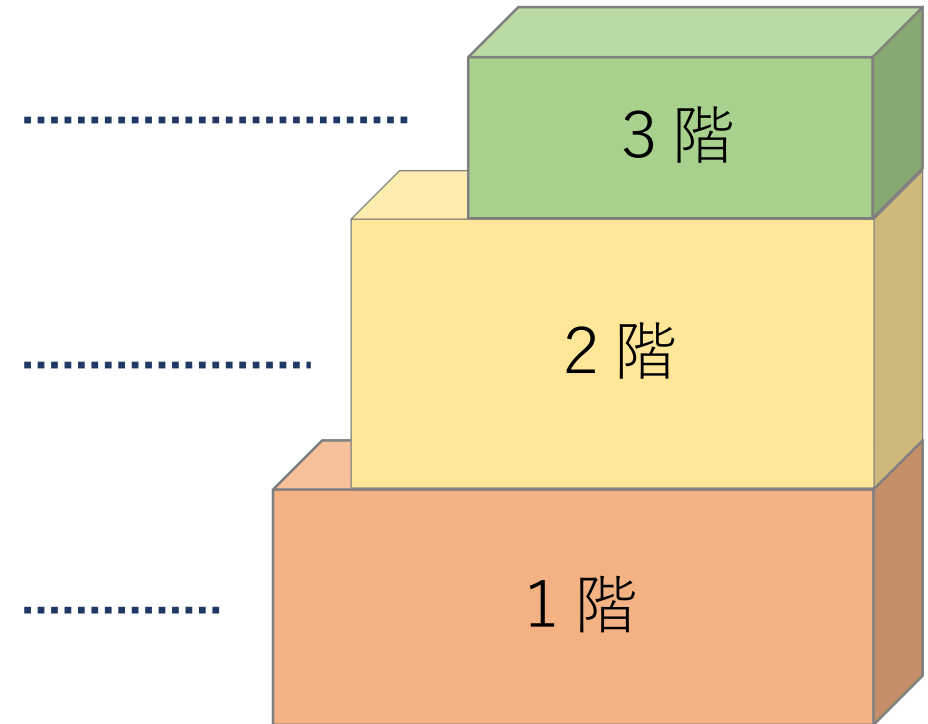
公務員の年金の仕組みは、**3階建ての建物**に見立てて説明されます。

経過的職域加算額

年金払い退職給付

厚生年金

国民年金



2. 公務員の年金は「3階建て」!

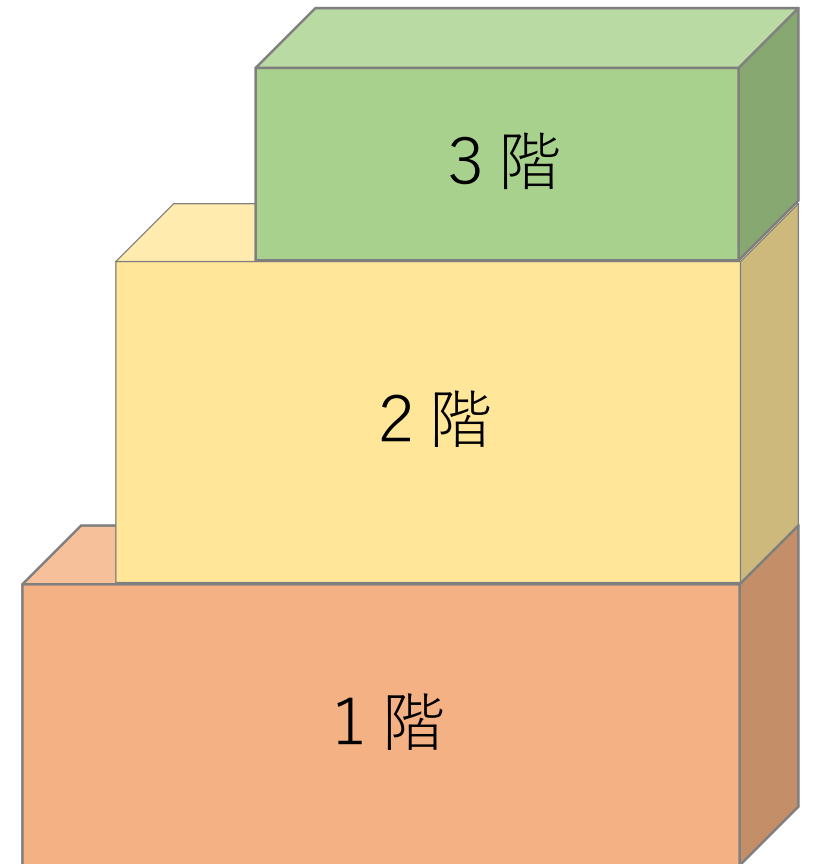
老齢・障害・遺族給付すべてが3階建てになっています。

年金制度 \ 給付事由		老 齢	障 害	遺 族
3階	年金払い退職給付 (H27.10.1～)	退職年金 (有期・終身) ※65歳～、退職後	公務障害年金	公務遺族年金
	経過的職域加算額 (～H27.9.30)	退職共済年金	障害共済年金 ※給付事由発生日が H27.9.30より前	遺族共済年金
2階	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
1階	国民年金	老齢基礎年金 ※65歳～	障害基礎年金 ※障害等級1～2級	遺族基礎年金 ※子がいる場合

2. 公務員の年金は「3階建て」!

では、**1階部分**から順に、それぞれの階の**老齢給付**について見ていきましょう。

障害給付・遺族給付については、福利のしおり（令和6年度版）をご参照ください。



2. 公務員の年金は「3階建て」!

(1) 1階部分

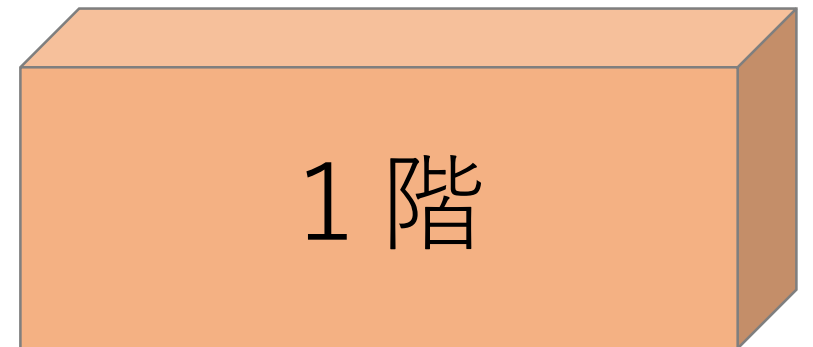
国民年金



2. (1) 1階部分(国民年金)

1階部分である**国民年金**は、20歳の誕生日月から60歳の誕生日月の前月※まで、**国民全員**が加入を義務付けられています。 ※1日生まれは前々月

年金の「土台」となる部分で、「**基礎年金**」として支給されます。



2.(1) 1階部分(国民年金)

老齢基礎年金の受給要件

※一部抜粋

- **65歳**で受給権発生。
- 公的年金の加入期間が**10年以上**あること。

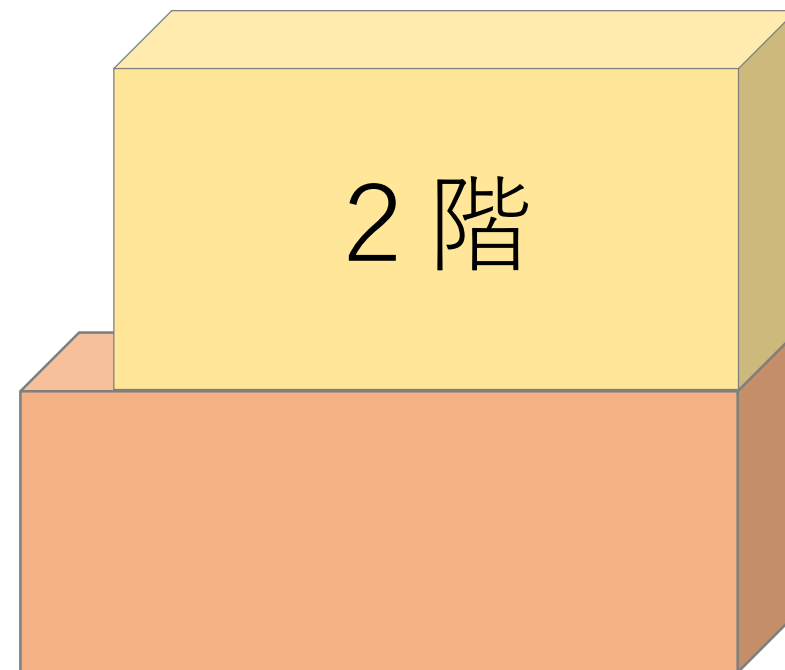


1階

2. 公務員の年金は「3階建て」!

(2) 2階部分

厚生年金



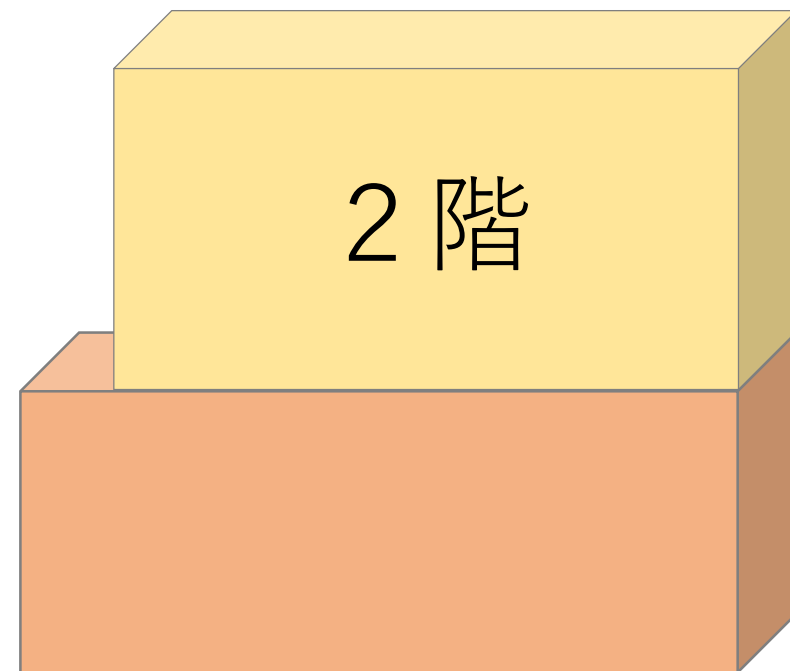
2.(2) 2階部分(厚生年金)

2階部分である**厚生年金**は、**サラリーマン・公務員**等、お勤めされている方が加入しています。

一般組合員 → **公立学校共済組合**

短期組合員 → **日本年金機構**

の厚生年金に加入しています。

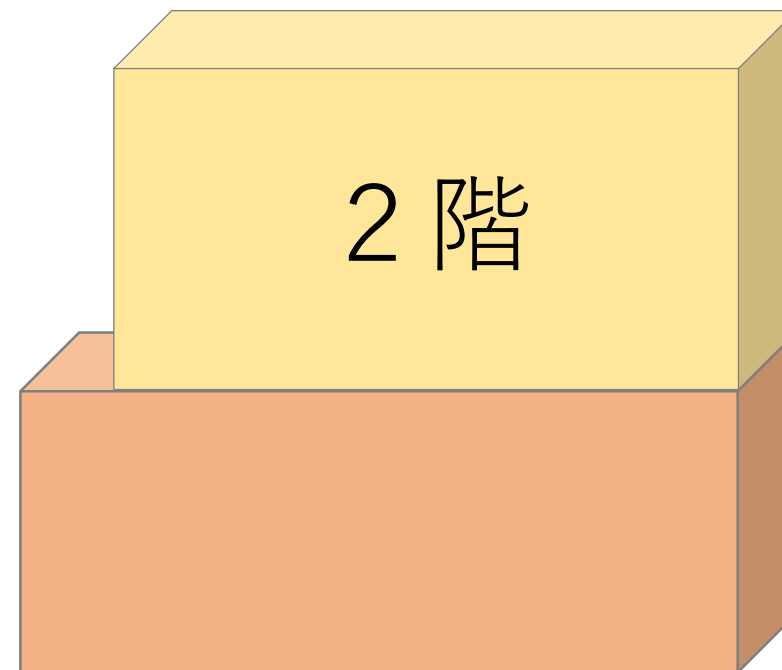


2.(2) 2階部分(厚生年金)

老齢厚生年金の受給要件

※一部抜粋

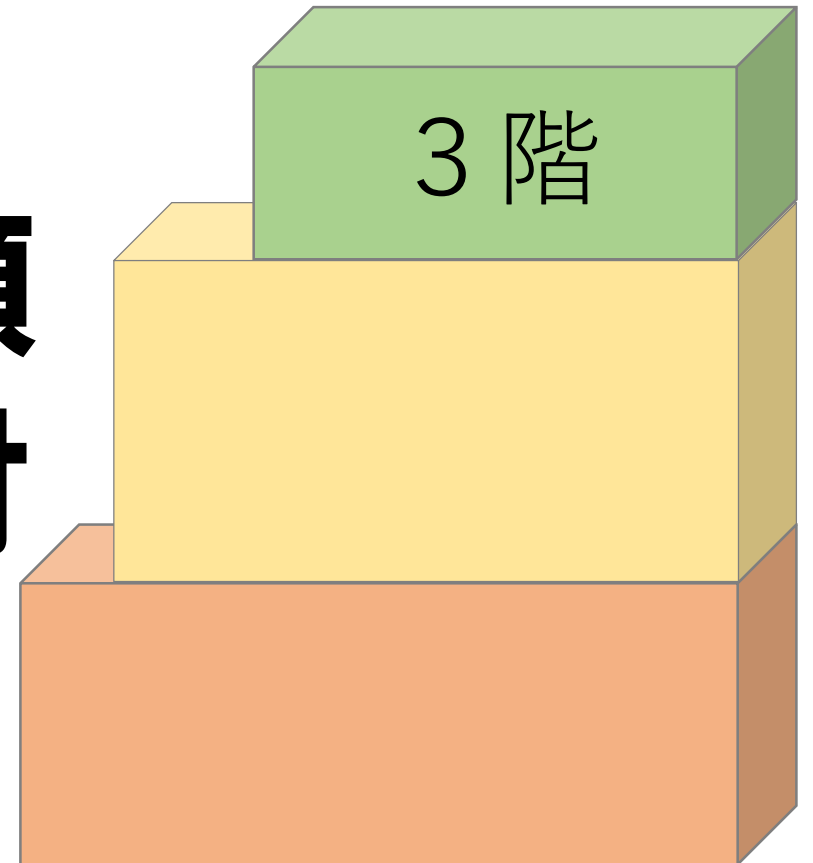
- **65歳**で受給権発生。
- 公的年金の加入期間が**10年以上**かつ**厚生年金の加入期間が1月以上**あること。



2. 公務員の年金は「3階建て」!

(3) 3階部分

- 経過的職域加算額
- 年金払い退職給付

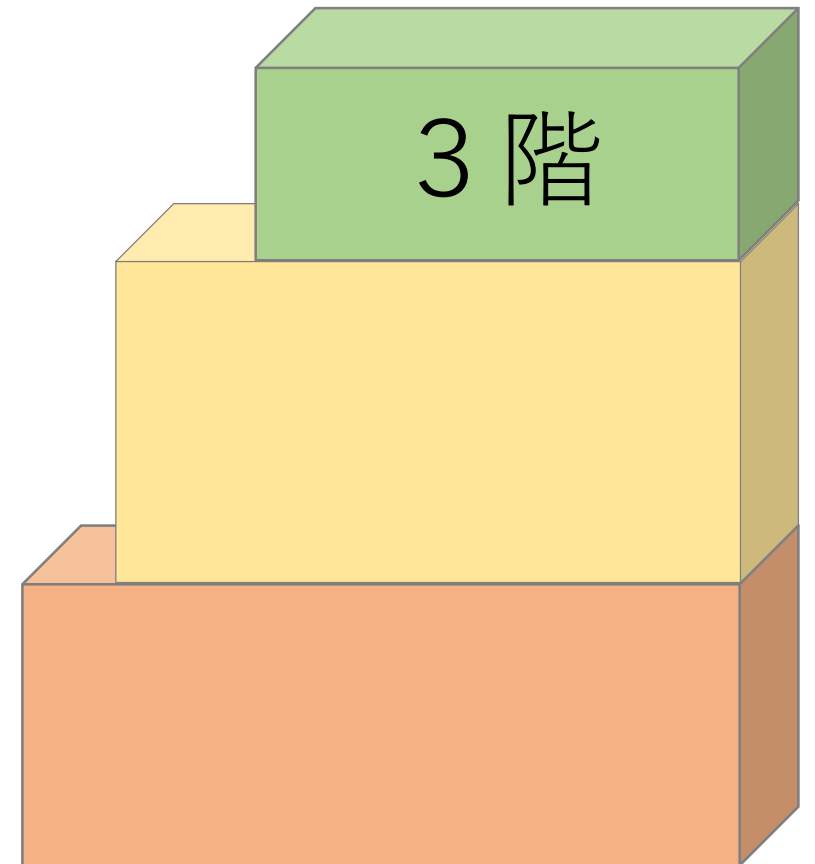


2.(3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

3階部分は、公的年金を補完するものとして、**公務員独自**の年金があります。

※**短期組合員**の方は加入していません

組合員期間によって、次の**2種類**の給付を受けることができます。



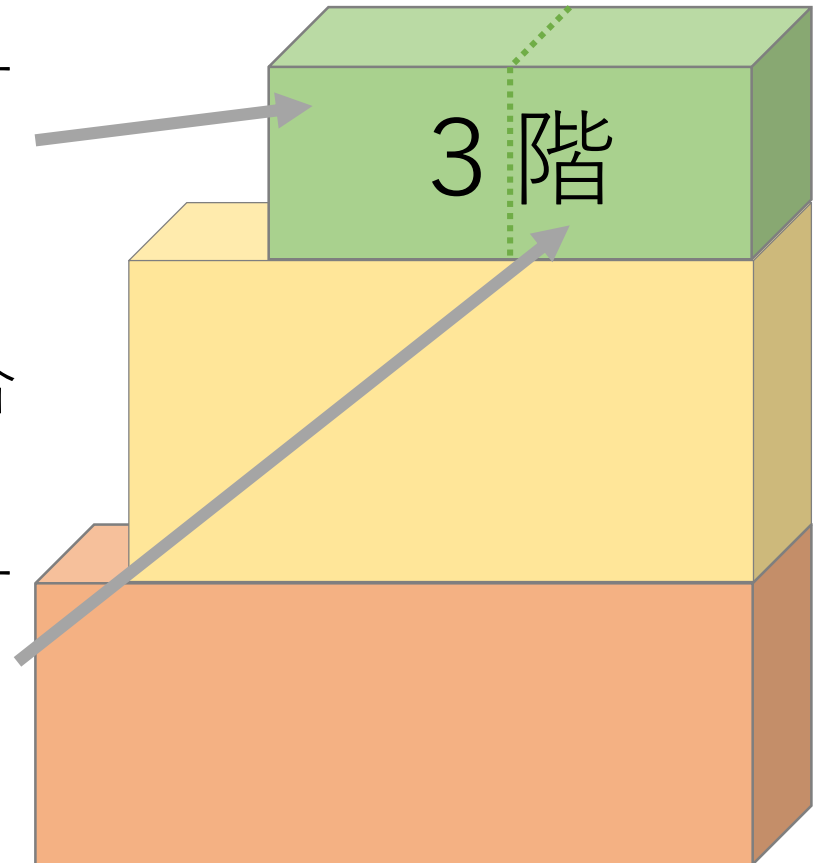
2.(3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

- 平成27年9月以前に組合員期間がある場合

→ **経過的職域加算額** が支給されます
(賦課方式)

- 平成27年10月以降に組合員期間がある場合
(短期組合員期間は除く)

→ **年金払い退職給付** が支給されます
(積立方式)



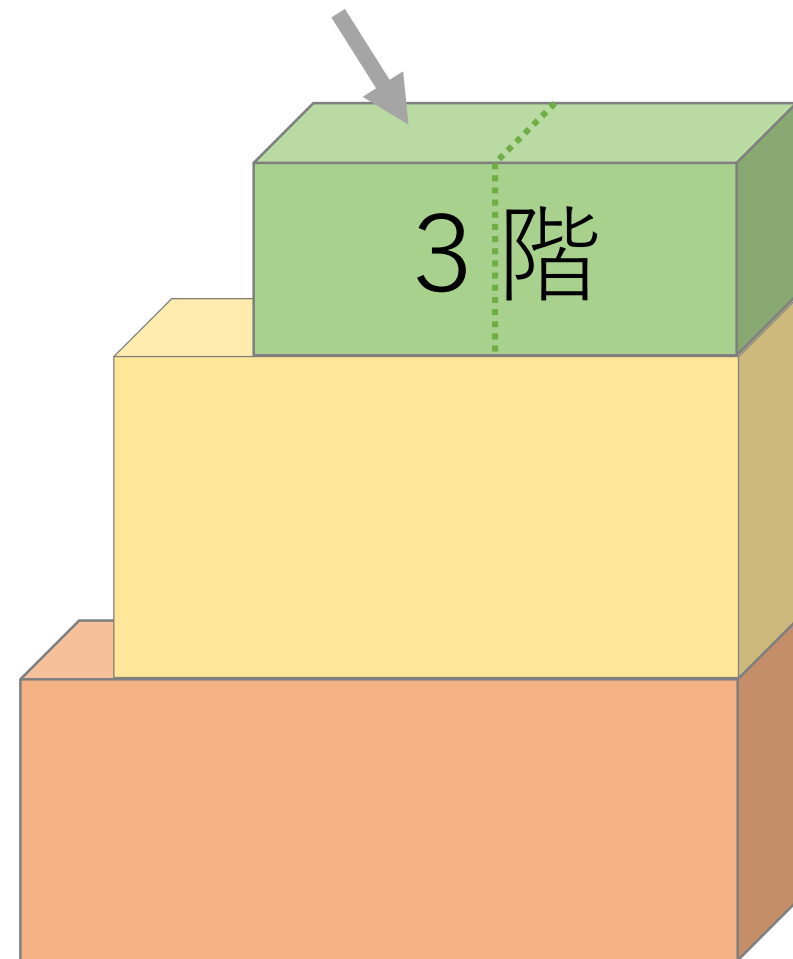
2. (3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

退職共済年金

の受給要件

※一部抜粋

- **65歳**で受給権発生。
- **平成27年9月以前に1年以上**
引き続き組合員期間があること。



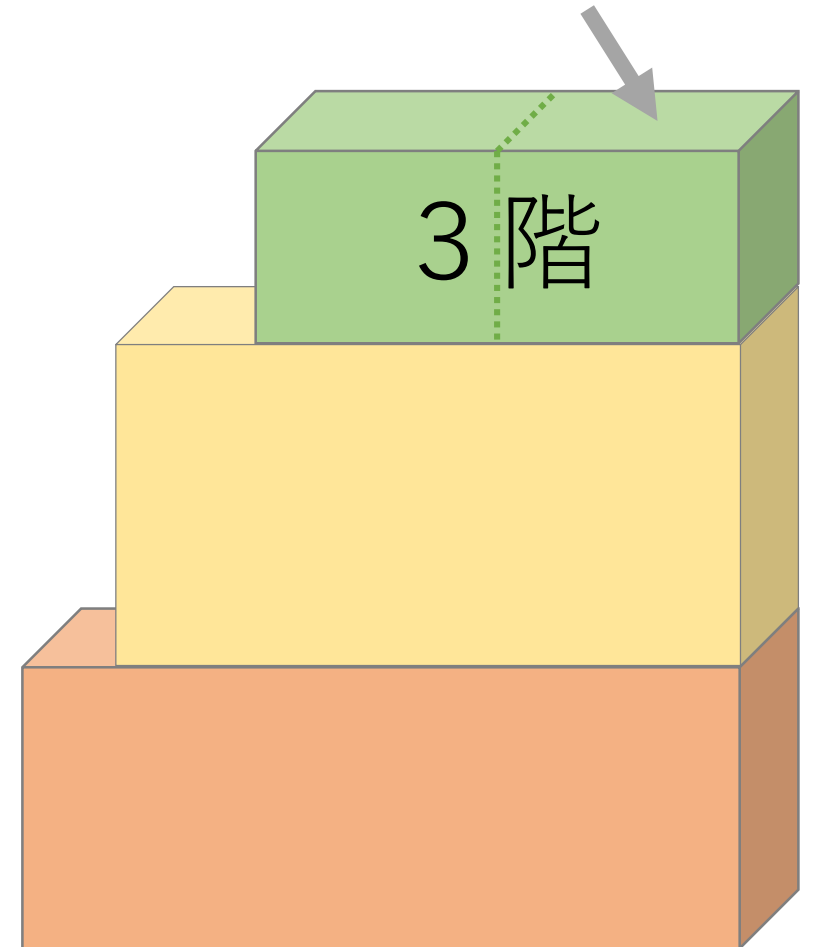
2. (3) 3階部分(経過的職域加算額・年金払い退職給付)

退職年金

の受給要件

※一部抜粋

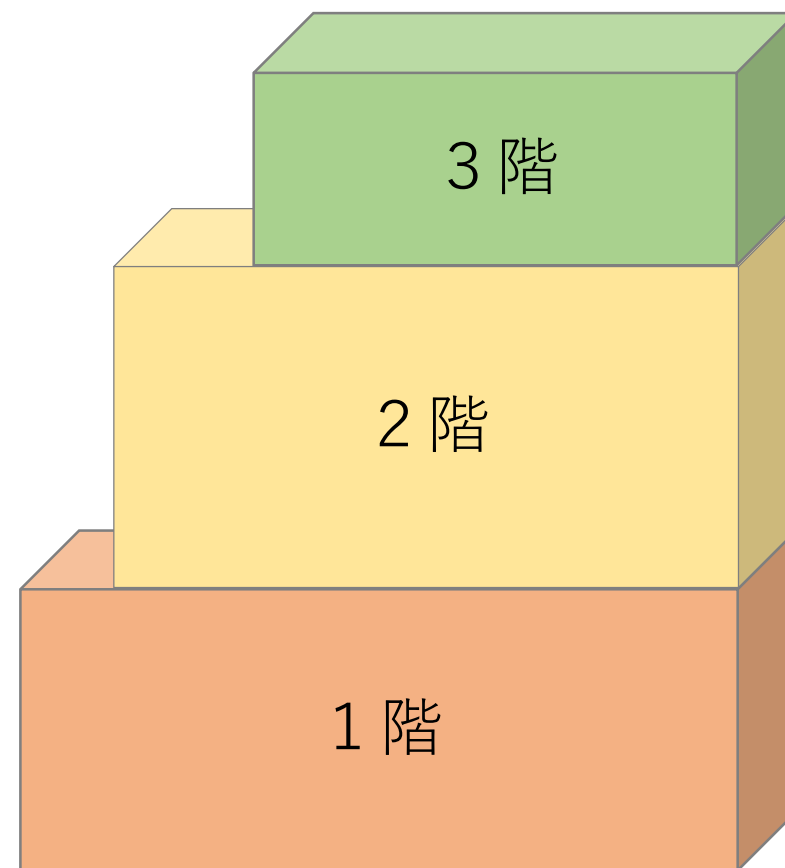
- **65歳**で受給権発生。
- **平成27年10月以降に1年以上**
引き続き組合員期間があること。



2. 公務員の年金は「3階建て」!

(4) まとめ

「3階建て」の年金



2.(4) まとめ

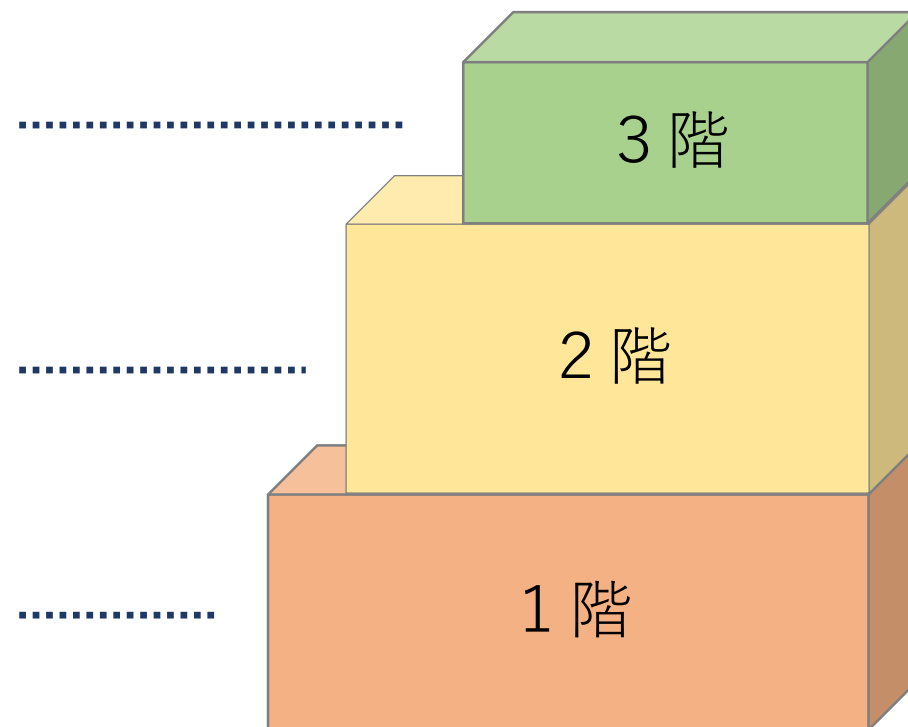
公務員の年金が、以下の通り **3階建て** になっていることについて、説明してきました。

経過的職域加算額

年金払い退職給付

厚生年金

国民年金



2. (4) まとめ

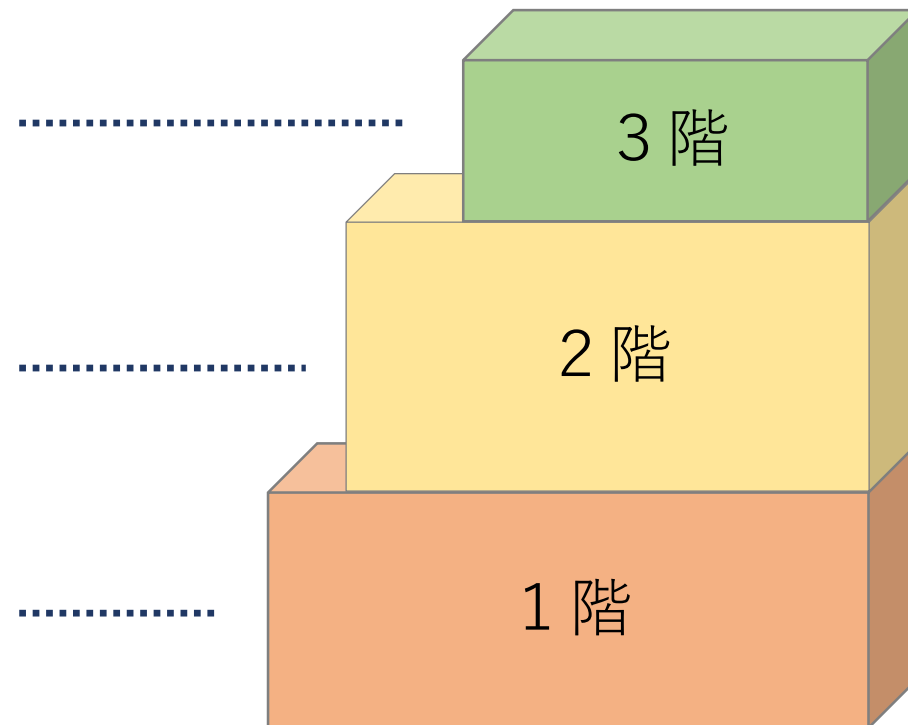
老齢給付では、受給要件に該当する場合、以下**4種類**の年金を受けることができます。

退職共済年金

退職年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金



3. 年金を受け取るために



3. 年金を受け取るために

必ず、請求手続きが必要です！

年金は、自動で支払われるものではありません。支給事由に該当した場合は、忘れずにお手続きをしてください。

手続きをしないまま5年を経過すると、年金の受給権が消滅します。



3. 年金を受け取るために

受給要件は、年金ごとに異なります

年金は、それぞれに受給するための要件が設けられています。**要件に該当しない場合は請求できません**ので、ご注意ください。

今回紹介できなかった要件についての詳細は、福利のしおり（令和6年度版）をご覧ください。



4. おわりに



4. おわりに

年金豆知識、いかがでしたか？

最後に、本日まで紹介した、

3つの **ポイント** を

おさらいしていきましょう！



4. おわりに

ポイント その1

年金には、**老齢・障害・遺族**の3つの支給事由があり、それぞれ**受給要件**を満たしている場合に支給される！



4. おわりに

ポイント その2

公務員の年金は、**3階建て**になっていて、それぞれに**老齢・障害・遺族給付**がある！



4. おわりに

ポイント その3

年金は、**請求して**初めて支給される！何も手続きをしないまま**5年**を経過すると、**受給権が消滅**してしまうため**要注意**！



4. おわりに

参考資料

福利のしおり（令和6年度版）

- 老齢給付 P.112～119
- 障害給付 P.120～123
- 遺族給付 P.123～126



4. おわりに



**最後までご覧いただき
ありがとうございました！**

福利課 年金担当